

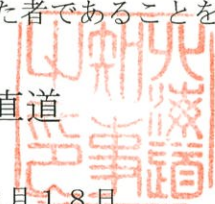


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道苫小牧市字糸井402番地14
氏名 株式会社苫小牧清掃社 代表取締役 山本 浩喬

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和5年(2023年)8月18日
許可の有効年月日 令和10年(2028年)8月11日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、特定有害産業廃棄物（別紙のとおり。）。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年(1995年)6月27日 変更許可（廃油（ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。）、廃酸（ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。）、廃アルカリ（ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。）、汚泥（ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。）、鉍さい（セレン又はその化合物を含むもの）、ばいじん（セレン又はその化合物を含むもの）、燃え殻（セレン又はその化合物を含むもの）の追加。）

平成10年(1998年)8月12日 許可の更新
平成15年(2003年)8月12日 許可の更新
平成20年(2008年)8月12日 許可の更新
平成25年(2013年)8月12日 更新時変更許可

（廃油（1,4-ジオキサンを含むもの。）、廃酸（1,4-ジオキサンを含むもの。）、廃アルカリ（1,4-ジオキサンを含むもの。）、汚泥（1,4-ジオキサンを含むもの。）、ばいじん（1,4-ジオキサンを含むもの。）の追加。）





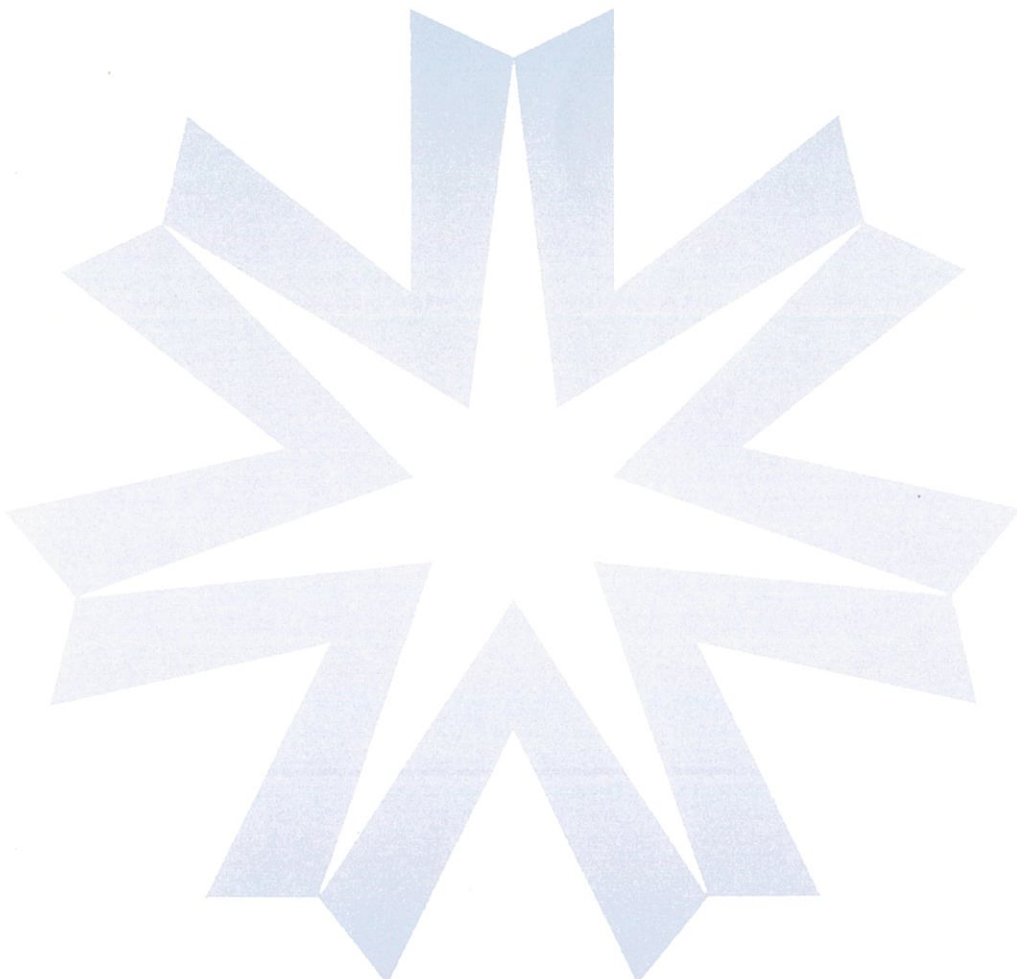
許可番号第：第00150002965号
氏名：株式会社苫小牧清掃社

平成30年(2018年)8月12日 許可の更新
令和5年(2023年)8月18日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証提出の有無 有・無





(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150002965号
許可業者の名称 株式会社苫小牧清掃社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉍さい	廃石棉等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿							○							
アルキル水銀化合物														
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）						○		○			○	○	○	
カドミウム又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
鉛又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
有機燐化合物											○	○	○	
六価クロム化合物						○		○	○		○	○	○	
砒素又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
シアン化合物											○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素										○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○	
チウラム											○	○	○	
シマジン											○	○	○	
チオベンカルブ											○	○	○	
ベンゼン											○	○	○	
セレン又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
1,4-ジオキサン								○	○		○	○	○	
ダイオキシン類														

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。（その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。）

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26と割印を押印すること。

